

むつ市議会第198回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成20年12月19日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第87号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第89号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 第4 議案第90号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第95号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館)
- 第6 議案第96号 指定管理者の指定について
(むつ市兔沢スキー場外1施設)
- 第7 議案第97号 指定管理者の指定について
(むつ市ウェルネスパーク)
- 第8 議案第98号 指定管理者の指定について
(むつ職業能力開発校)
- 第9 議案第99号 指定管理者の指定について
(むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里)
- 第10 議案第100号 指定管理者の指定について
(むつ市心身障害者ふれあいの家)
- 第11 議案第101号 指定管理者の指定について
(むつ市野菜集荷貯蔵施設)
- 第12 議案第102号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧場外9施設)
- 第13 議案第103号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑木材工芸センター)
- 第14 議案第104号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)
- 第15 議案第105号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設)
- 第16 議案第106号 指定管理者の指定について
(むつ市大畑町水産物鮮度保持施設)
- 第17 議案第107号 指定管理者の指定について
(むつ来さまい館外2施設)

- 第18 議案第108号 指定管理者の指定について
(むつ市奥薬研修景公園)
- 第19 議案第109号 市道路線の認定について
- 第20 議案第114号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第21 議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第22 議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第23 議案第117号 平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第118号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第119号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第26 議案第120号 平成19年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第121号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第28 議案第122号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第29 議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算
- 第30 議案第124号 公有水面埋立てに係る意見について

【報告に対する質疑】

- 第31 報告第 23号 平成19年度むつ市健全化判断比率について
- 第32 報告第 24号 平成19年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
4番	目時	睦男	5番	工藤	孝夫
6番	横垣	成年	7番	野呂	泰喜
8番	川端	一義	9番	白井	二郎
10番	岡崎	健吾	11番	千賀	由利
12番	山本	留義	13番	馬場	重利
14番	佐々木	隆徳	15番	富岡	修
16番	菊池	広志	17番	半田	義秋
18番	高田	正俊	19番	山崎	隆一
20番	川端	澄男	21番	中村	正志
22番	村川	壽司	23番	浅利	竹二郎
24番	新谷	功夫	25番	斉藤	孝昭
26番	富岡	幸夫	27番	村中	徹也

欠席議員（1人）

3番 新谷 泰造

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管 理 者	遠藤	雪夫
監査委員	馬場	重利	総務部長	新谷	加水
総務部 秘書 監	齋藤	秀人	総務部 出納室 長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企 画 部 事	近原	芳栄
民生部長	佐藤	吉男	保 健 福 祉 長	吉田	市夫
経済部長	櫛引	恒久	建 設 部 長	太田	信輝
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	監 査 委 員 長	齋藤	純
教育部長	佐藤	節雄	公 企 業 局 長	佐藤	純一
農委事務 局長	蛭名	俊文	総 務 部 長	松尾	秀一

總務部
總務課
行政係
課長

吉 田 真

總務部
總務課
主任
主査

澁 田 剛

事務局職員出席者

事務局
局長
總括主幹
事務係
議主

河 野 健 二
山 崎 幸 悦
石 田 隆 司

次 長
總括主幹
事務係
議主

工 藤 昌 志
柳 田 諭
井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月8日及び16日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設、教育民生の各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。また、12月8日に開催された決算審査特別委員会において、委員長に白井二郎議員、副委員長に千賀武由議員が選任され、9日から11日まで付託議案審査が行われました。その審査結果につきましても、決算審査特別委員長から会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、それぞれの報告書につきましては、お手元に配布してありますので、ごらん願います。

次に、12月8日の新谷泰造議員の議案第86号に対する討論における発言及び12月15日の斉藤孝昭議員の一般質問における発言については、12月16日、本会議終了後に開催されました議会運営委員会で協議した結果、適切に処理されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1～日程第30 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第87号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第30 議案第124号 公有水面埋立てに係る意見についてまでの30件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第87号及び議案第90号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（8番 川端一義議員登壇）

○8番（川端一義） 総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第87号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、本庁舎の組織運営に係制を廃止し、グループ制を導入することに伴い、係長及び課長補佐の職名を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、職員の給料にどのような影響を与えるのか、どういう観点からグループ制を導入することになったのか、また残業や休日出

勤等をどのように検証するののかとの質疑があり、理事者側から、給料には全く影響がない、またグループ制導入は大幅に減少する職員の過重労働を防ぎ、市民サービスの維持向上を図るという観点から職員を流動的に活用し、互いの業務を補完するためである。検証は必要であり、来年度から行政評価、事務量測定等を行うとの答弁がありました。

また、同じ委員から、今後グループ制に伴い、条例改正等で議会に上程されることはあるのか、グループ制に伴う職員の専門能力等についての質疑があり、理事者側から、全庁的に部についても再編していくことになるため、来年度は部設置条例を協議いただくことになる。また、職員の専門能力については、複数部門の専門知識、能力を持つことが要求されるので、自己研鑽し、スキルアップに努める必要があるとの答弁がありました。

また、別の委員から、グループ制のデメリットについて質疑があり、理事者側から、管理職のポストが少なくなることにより、職員のモチベーションが低下したり、事務事業の進行管理がおろそかになるおそれが指摘されているとの答弁がありました。

また、別の委員から、職員から意見を聞いたのか、係を統廃合することを検討したのかとの質疑があり、理事者側から、もちろん職員から意見を聞いたが、反対はなかった。係の統廃合については、平成22年度から本格的施行に入り、課の統廃合も行うとの答弁がありました。

また、同じ委員から、係制で法的な縛りがあるのかとの質疑があり、理事者側から、係制だと行政組織規則により事務分掌が係単位で決められており、係を飛び越えて人を動かすことは人事異動になる。グループ制では、事務分掌が課単位となり、グループ員の異動も課長権限でできるとの答弁がありました。

また、別の委員から、グループ制をとると、将来的に人件費が削減となるのかとの質疑があり、理事者側から、職員を減らすためにグループ制をとるのではなく、職員が減っていくのに対処する手段としてのグループ制であるとの答弁がありました。

次に、議案第90号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方自治法の一部改正に伴い、消防団の費用弁償に係る規定について条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、等級が変わることにより費用弁償の額が下がることがあるのかとの質疑があり、理事者側から、全く変わらないとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第98号、議案第101号から議案第108号及び議案第124号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員会副委員長。

（10番 岡崎健吾議員登壇）

○10番（岡崎健吾） 産業経済常任委員会に付託されました議案10件について、審査の経過と結果を、委員長にかわりましてご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日並びに16日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました10議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、指定管理者の指定についての議案9件に対して委員から、審査に必要な資料が事前に理

事者から提供されていないため審査が困難である。今後は事前に資料提示すべきとの意見があり、それに対して理事者側から、今後は資料を事前に提出するとの答弁がありました。

次に、議案第98号 指定管理者の指定についてであります。本案について、理事者側から、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年にわたり、むつ職業能力開発校の管理を行わせる指定管理者を、職業訓練法人むつ職業能力開発協会に指定するためのものである。なお、この指定管理については非公募で、指定管理料はゼロ円との説明がありました。

本案に対して委員から、なぜ指定管理料がゼロ円なのかとの質疑があり、理事者側から、この運営費は市と県からの補助金と各事業所の会費で賄われており、市では定額50万円に生徒1人当たり1,000円を加えた額を補助しているとの答弁がありました。

次に、議案第101号 指定管理者の指定についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年にわたり、むつ市野菜集荷貯蔵施設の管理を行わせる指定管理者を、はまなす農業協同組合に指定するためのものである。この指定管理については非公募で、平成20年度までの指定管理料は61万5,000円であったが、平成21年度からの指定管理料は72万1,000円で計画されている。そして、平成19年度の事業報告によると、収入額78万2,500円に対し、支出額は94万9,584円で、16万7,084円の赤字となっているとの説明がありました。

本案に対して委員から、施設の内容について質疑があり、理事者側から、この施設は川内の袈川地区に所在し、旧川内町が国の補助を受け設置したものである。主にナガイモ等を集荷計画に基づき一時冷蔵庫に入れ、その後出荷するとの説明がありました。

また、別の委員から、赤字の要因等について質疑があり、理事者側から、利用収入の減少が原因であり、また平成21年度からの指定管理料が増加したことについては、フォークリフトの維持管理点検料を新たに見込んだためであるとの答弁がありました。

次に、議案第102号 指定管理者の指定についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年にわたり、脇野沢瀬野牧野、脇野沢滝山牧野、脇野沢源藤城牧野、むつ市営瀬野畜舎、むつ市営源藤城畜舎、むつ市営滝山畜舎、むつ市脇野沢いのししの館、むつ市脇野沢体験農園、むつ市脇野沢野営場、むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里の計10施設の管理を行わせる指定管理者を、社団法人むつ市脇野沢農業振興公社に指定するためのものである。この指定管理について公募を行ったが、応募者は1社だけで、平成20年度の指定管理料は1,498万6,000円であったが、平成21年度からの指定管理料は1,591万5,000円で計画されている。そして、平成19年度事業報告によると、収入額1,884万5,406円に対し、支出額は2,108万1,853円で、223万6,447円の赤字となっているとの説明がありました。

本案に対して委員から、赤字は指定管理者が負担するのかとの質疑があり、理事者側から、社会的な激変等があった場合には協議のうえ指定管理料を変更することとしているが、今回の赤字部分については、運営上の観点から生じたと考えられるので、指定管理者が負担することになるとの答弁がありました。

さらに、同委員から、仮に赤字額が増大した場合の対応について質疑があり、理事者側から、平成21年度からの指定管理料については、これまでの実績を踏まえ、燃油高騰や肥料代の高騰なども考慮し、実態に沿うような形でということで受け

手側と詳細に協議し算定し直した。その結果、約100万円の増額となったが、赤字が出た場合は、やはり指定管理者の負担になるとの答弁がありました。

これに対して同委員から、この10カ所の施設を統合して経費を圧縮するなど抜本的に見直す考えはないのかという質疑があり、理事者側から、むつ地区、川内地区の牧野を含めた形で、牧場のあり方について今後検討を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理者のスタッフについて質疑があり、役員のほか、正職員についてはのしし関係担当が1名、施設管理担当が2名、農地管理担当が1名で、それ以外はパートタイマーで対応しているとの答弁がありました。

次に、議案第103号 指定管理者の指定についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年にわたり、むつ市大畑木材工芸センターの管理を行わせる指定管理者を、大畑ヒバ工芸研究会に指定するためのものである。この指定管理については非公募で、平成20年度の指定管理料は101万6,000円であったが、平成21年度からの指定管理料は108万8,000円で計画されている。そして、平成19年度の事業報告によると、収入額159万8,560円に対し、支出額は176万2,425円で、16万3,865円の赤字となっているとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第104号 指定管理者の指定についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年にわたり、むつ市水川目地区堆肥センターの管理を行わせる指定管理者を、農事組合法人水川目酪農に指定するためのものである。この指定管理については非公募で、畜産経営と密接なかかわり合いを持つ施設で、家畜の使用等の動向から利用状

況に大幅な変化が生じないと思われるため、指定期間を5年とした。運営費については、指定管理者から支出されており、平成21年度からの指定管理料についても、これまでと同様ゼロ円である。そして、平成19年度の事業報告によると、収入額546万5,474円に対し、支出額は同額の546万5,474円であるとの説明がありました。

本案に対して委員から、施設の利用状況について質疑があり、理事者側から、この施設は水川目地区内の酪農農家から持ってきた牛ふんを鶏ふんとまぜ合わせて堆肥を生産するものである。その搬入量は牛ふん4,035トン、鶏ふん1,820トンの合計5,855トンを材料に、3,231トンの堆肥を生産している。なお、牛ふんの搬入農家は6戸で、堆肥の利用農家は12戸であるとの答弁がありました。

次に、議案第105号 指定管理者の指定についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年にわたり、むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設の管理を行わせる指定管理者を、大畑町漁業協同組合に指定するためのものである。この指定管理は非公募で、平成21年度からの指定管理料はこれまでと同様にゼロ円である。そして、平成19年度の事業報告によると、収入額182万8,029円に対し、支出額は194万2,297円で、11万4,268円の赤字となっているとの説明がありました。

本案に対して委員から、生産物等について質疑があり、理事者側から、この施設はモミジイカの製作とサーモンの加工を目的として設置されたものであり、この2つがメインとなっている。また、冷蔵関係の施設には、イカ墨ラーメンなどを一時保管しているとの答弁がありました。

次に、議案第106号 指定管理者の指定についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年にわたり、むつ市大畑町水産物鮮度保持施設の管

理を行わせる指定管理者を、大畑町漁業協同組合に指定するためのものである。この指定管理については非公募で、市からの指定管理料はなく、施設使用料で運営されており、平成21年度からの指定管理料はこれまでと同様ゼロ円である。そして、平成19年度の事業報告によると、収入額4,169万3,820円に対し、支出額は2,213万9,835円で、1,955万3,985円の黒字となっているとの説明がありました。

本案に対して委員から、施設建設年数の経過による修繕費について質疑があり、理事者側から、大規模な修繕が必要とならないように、保守点検に毎年200万円から250万円程度の経費を費やしている。また、収益の一部を特別修繕準備金として積み立てするよう指導しており、平成19年度までの2カ年で106万9,486円が積み立てられているとの答弁がありました。

また、別の委員から、保育所のように修繕して民間に譲渡するという方向で考えているのかとの質疑があり、理事者側から、受け手の問題だけでなく、条件整備も必要になると思うが、経済部としてはそういう方向で検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第107号 指定管理者の指定についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年にわたり、むつ来さまい館、むつ下北観光物産館、むつ市イベント広場の3施設の管理を行わせる指定管理者を、むつ商工会議所に指定するためのものである。この指定管理については、応募者がなかったため協議により候補者が決定となり、平成20年度の指定管理料は7,035万1,000円であったが、平成21年度からの指定管理料は6,400万円で計画されている。そして、平成19年度の事業報告によると、収入額9,450万2,251円に対し、支出額は7,987万9,572円で、1,462万2,679円の黒字とな

っているとの説明がありました。

本案に対して委員から、この候補者は平成19年度の指定管理において約1,400万円の黒字を計上し、また観光関係の他団体との連携がとれている団体にもかかわらず、なぜ平成21年度からの指定期間が5年ではなく3年なのか。安定的に長期間を指定管理させることはできないのかとの質疑があり、理事者側から、長期間を設定すると、指定期間中に社会情勢が激変し、観光客数の減少等により減収となった場合、指定管理者が不利益になるケースが考えられる。そのため、社会経済の流れに沿った形で指定管理できるように3年という期間を設定したとの答弁がありました。

これに対して同委員から、指定期間について今回は了承するが、今後のために再度検討すべきとの意見がありました。

また、別の委員から、この候補者のように経営努力し黒字を計上した場合、次回再度指定する際には、そのことを加味し指定管理料を算定すべきとの意見があり、理事者側から、経営努力によって経費を圧縮した部分は、それとして認めるべきという考えを持っており、それが平成21年度からの指定管理料に反映されているとの答弁がありました。

次に、議案第108号 指定管理者の指定についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年にわたり、むつ市奥薬研修景公園の管理を行わせる指定管理者を、大畑町商工会に指定するためのものである。この指定管理については、応募者がなかったため、地元の関係者と協議し候補者を決定した。なお、現在指定管理している団体は、人員配置が困難になったため指定管理を継続できなくなり申し込みをしなかった。平成20年度の指定管理料は233万円であったが、平成21年度からの指定管理料については242万5,000円で計画されて

いる。そして、平成19年度の事業報告によると、収入額532万8,329円に対し、支出額538万8,094円で、5万9,785円の赤字となっているとの説明がありました。

本案に対して委員から、候補者に決定する前に行った協議で、厨房等に対して改修の要望が出されたのかとの質疑があり、理事者側から、何度か接触する中でそのような要望があったと聞いており、また厨房以外にも課題箇所が幾つかあるようなので、計画的に整備を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第124号 公有水面埋立てに係る意見についてであります。本案について理事者側から、青森県が施行する寄浪地区の脇野沢漁港区域内における公有水面の埋め立てについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、青森県知事より意見を求められたものである。埋め立て面積は4,110.26平方メートルで、埋め立ての用途は漁港施設用地であるが、この埋め立てについては地元漁協の同意も得ていることから、異議のない旨の意見を述べるものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、寄浪漁港全体の工事の期間及び費用について質疑があり、理事者側から、平成19年度から平成23年度までの計画で外郭施設で約9億円、水域施設で約6,000万円、係留施設で約3,000万円、用地で約1億円、用地護岸で約7,000万円、全体で約11億6,000万円の計画になっているとの答弁がありました。

さらに、同委員から、寄浪漁港の整備が終了すれば、港内でヒラメの養殖を行うのかとの質疑があり、理事者側から、そのような要望が漁業者からあるので、その方向で進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、この工事費の全額を県で負担するのかとの質疑があり、理事者側から、県

だけでなく国及び市でも負担することになり、市の負担割合は10%であるとの答弁がありました。

さらに、同委員から、10%の負担となれば1億1,600万円くらいになるが、これは一般財源からの支出となるのか。また、この支出は赤字解消計画や今後の予算には支障がないのかとの質疑があり、理事者側から、過疎債を充当する予定であり、赤字解消計画や今後の予算には支障はないとの答弁がありました。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで産業経済常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第89号及び議案第109号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（17番 半田義秋議員登壇）

○17番（半田義秋） 建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、公営企業管理者並びに関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第89号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてであります。本案について理事者側から、平成21年4月1日に脇野沢地区簡易水道事業をむつ市水道事業に統合し公営企業局において管理運営することに伴い、むつ市水道事業に係る所要の条文整備をするため、また脇野沢

地区簡易水道事業に係る所要の条文の改廃をするためのものであるとの説明がありました。

公営企業局関係の条例改正では、むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例、むつ市水道事業給水条例、むつ市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例の3条例を、建設部関係では、むつ市特別会計条例、むつ市漁業集落排水処理施設条例の2条例の一部改正、脇野沢地区簡易水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例と、むつ市脇野沢地区簡易水道事業給水条例の2条例は公営企業局への統合により、平成20年度をもって廃止するとのことであります。

これに対し委員から、脇野沢地区の水道加入戸数と今まで統合されなかった理由についての質疑があり、理事者側から、加入戸数に対し給水人口での答弁でありましたが、脇野沢本村地区で1,862人、九艘泊地区169人、小沢地区386人、また今まで統合できなかったのは会計上の違いで特別会計から企業会計にするための準備に時間がかかり、今年度企業会計にするための資産台帳等の整備が終了したことから公営企業局へ統合するとの答弁がありました。

そのほか、特に質疑はありませんでしたが、安全で安心な水の安定供給と、その時代の流れに沿った適正な料金設定をすべきでないかとの意見がありました。

次に、議案第109号 市道路線の認定についてであります。本案について理事者側から、緑ヶ丘団地10号線ほか8路線及び湯坂下12号線の計10路線について市道認定するもので、緑ヶ丘団地ほか8路線は都市計画法に係る開発行為等により帰属された路線で、住宅の連立に伴い生活道として重要な路線となったため、また湯坂下12号線は平成19年3月9日に下北地域県民局長より、この地区県道の改良工事が完了したことに伴い旧道の移管

について協議があった路線で旧道処理事務手続きに基づき市道として管理するためのものであるとの説明がありました。

これら10路線の地区別の延長は、緑ヶ丘団地6路線が756.7メートル、金曲地区1路線211.6メートル、品ノ木地区1路線241.3メートル、並川地区1路線77.4メートルで、いずれも現在市所有の道路として市が維持管理をしている。また、下北地域県民局長から協議があった湯坂下12号線の延長は176.2メートルで10路線の延長を合わせると1,463.2メートルになるとのことでありました。

これに対し複数の委員から、市道認定の基準と舗装になる条件は何かについて質疑があり、理事者側から、認定の基準は国道、県道、市道に一端が接している道路、原則幅員が6メートル以上確保されている道路、舗装されている道路、側溝が整備され、その側溝が民地を通っていないこと、住宅がおおむね10世帯連担され用地が確定されている道路などを加味し認定している。ただし、市が道路整備を進めることを目的に砂利道でも、全く道路がなくても認定をかける場合があるとの答弁がありました。

舗装の条件としては、市が管理する生活道路であれば3メートルでも認定に関係なく舗装整備をする。さらには、私道整備補助金を活用し、平たんな道路であれば50%、坂道の場合は70%を市が負担し、残りを受益者が負担して舗装整備することもできるとの答弁もありました。

また、別の委員から、今回認定する路線の中に砂利道があるのか、あるとすれば今後の舗装計画について質疑があり、理事者側から、10路線のうち3路線が砂利道となっているものの、今のところ整備計画はないとの答弁がありました。

さらに、同委員から、市内各地区道路の舗装率及び今後の整備計画についての質疑があり、理事者側から、舗装率については、むつ地区が83.7%、

川内、大畑、脇野沢の3地区は併用林道も市道認定しているため率では40%台に落ち込むが、それを除けばほぼ100%に近い舗装率になるとの答弁がありました。

また、今後の整備計画については、平成20年度においても約4億円の予算をかけて整備しているとのことでありました。

そのほか、特に質疑等はありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これにて建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第88号、議案第95号から議案第97号、議案第99号、議案第100号及び議案第114号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、11日に教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、理事者側から、当市の人材育成にという趣意をもって、杉山石美育英資金、ベルベ育英資金、あすなる育英資金へご寄附をいただいたので、これを基金に組み入れ適正な管理運営を図るためのものであるとの説明があ

りましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第95号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者として、特定非営利活動法人シェルフォレスト川内を指定するもので、指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年とする。なお、説明会への参加は1団体のみであったとの説明がありました。

この説明に対し委員から、この施設は川内庁舎と一体化しており、指定管理料のほとんどが人件費であるが、このような形態なのであれば、指定管理者制度より業務委託のほうが適しているのではないかと、またこの団体に貸し出すという方法もあるのではないかと質疑があり、理事者側から、この施設は休館日等の違いから、川内庁舎から独立した形となっており、これを直営で行う場合は専門職員の採用や指導者の育成等の課題がある。また1団体に貸し出した場合、広く市民に開放すべき公の施設としての目的から逸脱するのではないかと、さらに業務委託の場合、部分的に業務を委託しても受託者の確保が困難であること、通年的事業計画の立案には安定した条件が必要なことなどから、専門知識と豊富な経験を生かした事業展開が期待できるこの団体に指定したいとの答弁がありました。

また、別の委員から、年間約100万円増額した指定管理料の内訳を問う質疑があり、理事者側から、マンパワーが主体の団体であるのに低賃金のため職員が長続きしないという実情を考慮して人件費を増額したものであるとの答弁がありました。

さらに、複数の委員から、市が掲げる事業を的確に実行し、まれに見る専門知識を存分に生かした体験教育等を市民に提供できるのであれば、この団体でよいとの意見がありました。

次に、議案第96号 指定管理者の指定について、

理事者側から、むつ市兔沢スキー場及び大畑中央公園の指定管理者として、財団法人むつ市教育振興会を指定するもので、指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年とする。なお、説明会への参加者は1団体のみであったとの説明がありました。

この説明に対し委員から、温水プールに要する燃料費の高騰により指定管理料を年間約700万円増額しているが、経費削減のため、あさひな丘プールの利用者数により休館する曜日を設けるなど改正をしてはどうか、また別の委員から、費用対効果が余り期待できないのであれば、施設の閉鎖を視野に入れた検討が必要なのではないかとの意見があり、理事者側から、温水プールの基準温度を保つためにはボイラーを継続して運転したほうが効率がよい、また平成17年に市町村合併してから施設の運営状況を懸念してきたが、確かに企業的論理からすれば閉鎖するほうが望ましいのかもしれない。しかし、既存の施設を閉鎖することは地域住民の心情を察すると難しいとの説明がありました。

これを受けて別の委員から、市町村合併後、旧町村地域には同様の施設が存在していて、それらの施設運営を継続することになると思うが、市と関連性のない団体が応募してくることが望ましいとの意見がありました。

次に、議案第97号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市ウェルネスパークの指定管理者として、山内土木株式会社を指定するもので、指定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年とする。なお、説明会へは5団体参加したが、応募者は1団体のみであったとの説明がありました。

この説明に対し委員から、指定管理料は幾らで、指定期間中に見直しすることはないのかとの質疑があり、理事者側から、現行の指定管理料と同額

の単年度1億1,500万円で5年間同額であるとの説明がありました。さらに、同委員から、平成19年度は約710万円の黒字決算となっているが、黒字決算の場合は指定管理料を減額する等の見直しをするべきではないか、また前議案と同様に、温水プールに要する燃料費の増額要求はなかったのかとの質疑があり、理事者側から、平成20年度決算が出ていないので、この3年間の総決算は未定である。それを踏まえ、次の5年間の決算状況により指定管理料の基準額の引き下げもあり得るが、指定管理者が経営努力により増収を得た場合、指定管理者の収益とすることとしている。また、燃料費分の増額要求はあったが、黒字決算だったので、総体で事業費の増額は行わなかったとの説明がありました。

また、別の委員から、指定管理者が変更になり、山内土木株式会社単独の指定となるが、これからの事業展開に不安はないか。また、コナミスポーツ専属の運営責任者が欠員になった分、人件費の減額はないのか。さらに、指定管理者を変更するのに5カ年という指定期間は長過ぎないかとの質疑があり、理事者側から、共同体で指定をしているこの3年間でコナミスポーツからソフト面のノウハウを会得している。現在コナミスポーツ専属の運営責任者から山内土木株式会社側で1名増員し、引き継ぎを受けている。来年度その運営責任者はコナミスポーツに戻るようになるが、その他の現地採用した方は、そのまま山内土木株式会社に移行することになるので、総体的な雇用人数は変わらず、賃金については待遇を見直すということで人件費の減額は行わない。指定期間については、市民の利便性を第一に考慮し、事業の継続性も視野に入れ安定的な管理運営を図るため5年としたとの説明がありました。

また、別の委員から、現在の雇用人数は何人かという質疑があり、理事者側から、コナミスポー

ツが16人、山内土木株式会社が5人で計21人、そのほかにコナミスポーツ専属の運営責任者が1人赴任しているとの説明がありました。

さらに、複数の委員から、平成19年度の決算書を参考にしているが、ある程度の収益を認めるのであれば支出内訳を自主事業と指定管理事業に分ける必要はないと思う。5年後には、事業費を十分に精査して指定管理料の基準額を示してほしいとの意見がありました。

次に、議案第99号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里の指定管理者として、社会福祉法人青森社会福祉振興団を指定するもので、指定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年とする。なお、説明会の参加者及び応募者はともに2団体であったが、むつ市指定管理者選定委員会の審査の結果、当該事業所に決定したもので、指定管理料は支払わないとの説明がありました。

この説明に対し委員から、むつ市指定管理者選定委員会の審査の過程等を問う質疑があり、理事者側から、現行では利用料金収入の6%相当額で年間約1,500万円を積み立てさせていたが、次の指定期間からは収益の2分の1または3,500万円を上限として使用料を納付させることとした。応募した2団体が提出した収支計画書等の書類を審査した結果、これまでの事業実績とあわせて事業収益が大きいことから、より多く使用料を見込める当該事業所に決定したものであるとの説明がありました。

また、別の委員から、現行では使用料を無料としたかわりに積み立てをさせ、施設の改修費等に充当することとしたはずだが、平成19年度決算書は当該事業所が運営する他の施設との連結決算となっていて「いこいの里」単独の収支が不明瞭である。次の指定期間から使用料を納付させるためには、この施設単独の収支を把握する必要がある

と思う。また、使用料の上限3,500万円の算出根拠と現在までの積立金の用途は何か、また施設の耐用年数は考慮しているのかとの質疑があり、理事者側から、社会福祉法人の連結決算はいたし方ないとして、使用料については、当該施設単独の収益から算出するものであるから、今後明瞭に記載するように指導していく。積立金の用途については、老朽化に伴う改修費に1,000万円、冷房設備等の環境整備に1,300万円の計2,300万円を要求されているので対応したい。また、使用料の上限額については、この施設の建設費に係る償還金の一部が年3,500万円であり、今後5年間でおおむね償還が終了する見込みなので、3,500万円を上限額とした。その後の施設の運営方法については、再度検討することとしたいとの説明がありました。

次に、議案第100号 指定管理者の指定について、理事者側から、むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者として、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会を指定するもので、指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年とするとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、議案第114号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、理事者側から、歳出について、第1款総務費、第1項総務管理費では、滞納整備システム構築作業に係る臨時職員の賃金及び高額療養費システム改修業務委託料を増額し、第8款保健事業費、第1項特定健康診査事業費として、食事指導材料費等を増額、第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金では一般被保険者国民健康保険税還付金と過年度財政調整交付金返還金を増額補正している。これら増額補正の総額は635万3,000円だが、第12款予備費で同額を減額補正することにより予算総額は変わらないとの説明があり、委員からの質疑はありません

でした。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第115号から議案第123号について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（ 9 番 白井二郎議員登壇 ）

○ 9 番（白井二郎） 決算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、10日及び11日に、市長ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、正副議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算、議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号 平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第118号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第119号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第120号 平成19年度

むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第121号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第122号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 5 分 休憩

午前 1 1 時 2 0 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました30議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第 8 7 号

○議長（村中徹也） まず、議案第87号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第88号

○議長(村中徹也) 次は、議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第89号

○議長(村中徹也) 次は、議案第89号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第90号

○議長(村中徹也) 次は、議案第90号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第95号

○議長(村中徹也) 次は、議案第95号 指定管理者の指定について、教育民生常任委員長報告に対

し、質疑に入ります。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「異議あり」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者16人、起立しない者6人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第96号

○議長(村中徹也) 次は、議案第96号 指定管理者の指定について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市宍沢スキー場外1施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第97号

○議長(村中徹也) 次は、議案第97号 指定管理者の指定について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ウェルネスパークの管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第98号

○議長（村中徹也） 次は、議案第98号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ職業能力開発校の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第99号

○議長（村中徹也） 次は、議案第99号 指定管理者の指定について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第100号

○議長（村中徹也） 次は、議案第100号 指定管理者の指定について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市心身障害者ふれあいの家の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第101号

○議長（村中徹也） 次は、議案第101号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に

対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市野菜集荷貯蔵施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第102号

○議長(村中徹也) 次は、議案第102号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢瀬野牧野外9施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第103号

○議長(村中徹也) 次は、議案第103号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市大畑木材工芸センターの管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第104号

○議長(村中徹也) 次は、議案第104号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市水川目地区堆肥センターの管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであ

ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第105号

○議長(村中徹也) 次は、議案第105号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第106号

○議長(村中徹也) 次は、議案第106号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市大畑町水産物鮮度保持施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第107号

○議長(村中徹也) 次は、議案第107号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ来さまい館外2施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第108号

○議長(村中徹也) 次は、議案第108号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市奥薬研修景公園の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第108号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第109号

○議長(村中徹也) 次は、議案第109号 市道路線の認定について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第109号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第114号

○議長(村中徹也) 次は、議案第114号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第114号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第115号

○議長(村中徹也) 次は、議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第115号 平成19年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、理事者、職員の努力とたまたま雪が少なかったという自然の好条件もあり、赤字は前年度より少ない21億184万2,960円となった決算であります。しかしながら、平成19年度の実質赤字比率は県内で最悪であります。むつ市が12.59%、2番目が深浦町の4.11%、3番目が黒石市の3.09%ですから、いかにむつ市がひどいかがわかります。連結実質赤字比率は黒石市が一番悪く28.90%、2番目が大鰐町の26.45%です。将来負担比率となると大鰐町の409.4%が最悪で、2番目は鱒ヶ沢町の378.7%です。鱒ヶ沢町では、先日の報道によると、早期健全化団体は避けられないということでありました。むつ市は、むつ総合病院に対し、債務負担行為として33億円を計上しております。いわばむつ総合病院から33億円を借

りている状況であります。33億円を加えると赤字は54億円となり、実質赤字比率は32%を超えます。財政再生団体基準は20%ですから、ただちに財政再生団体となります。

なぜそれが許されているかということ、医療センターという別団体にしているということ、債務負担行為として33億円を計上しているということで、会計上の赤字は21億円にすることができています。しかし、33億円をいつまでもそのままにしていけないということにはなりません。借金は借金であります。会計上のごまかしから、夕張市の財政破綻が始まりました。33億円をむつ総合病院に返済し、そして土地会計の14億円も解決してこそ財政健全化が達成されたとも言えるものであります。

本案には、福祉灯油実施、小学校のトイレ改修など市民の生活にかかわる事業が多く含まれております。しかしながら、後期高齢者医療制度にかかわる支出や無計画とも言える本庁舎移転に関連する事業も実施されております。本庁舎設計委託料3,097万5,000円、本庁舎移転改修プロポーザル謝礼32万円などであります。本庁舎移転に関し、市民の多くは無計画的な進め方と財政の点で大変心配しております。むつ市の財政健全化はまだまだ遠い道のりであり、無計画的な箱物は厳に慎まなければならない状況にあります。計画的な財政運営に心がけることこそ今求められているものであります。

前杉山市政は、無計画的な箱物を中心とする市政でありました。宮下市政は、前杉山市政の継承が公約と言い、31億円以上かけ本庁舎移転を進めるといっているのであれば、それは財政破綻への道の継承でもあることを指摘し、本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長(村中徹也) これにて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第115号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第115号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第116号

○議長(村中徹也) 次は、議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第116号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、市民の健康と命を守る大切な役割を果たした決算でありました。しかしながら、75歳以上の方を差別する後期高齢者医療制度に関する支出が医療制度改革システム開発業務委託料として624万7,500円の支出がありました。大企業がお年寄りの医療費を負担したくないということからつくられた後期高齢者医療制度は廃止する以外に道はありません。本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第116号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第116号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第117号

○議長(村中徹也) 次は、議案第117号 平成19年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第117号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第118号

○議長（村中徹也） 次は、議案第118号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第118号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第119号

○議長（村中徹也） 次は、議案第119号 平成19年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第119号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第120号

○議長（村中徹也） 次は、議案第120号 平成19年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第120号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第121号

○議長（村中徹也） 次は、議案第121号 平成19年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第121号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第122号

○議長(村中徹也) 次は、議案第122号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第122号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第123号

○議長(村中徹也) 次は、議案第123号 平成19年度むつ市用地造成事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第123号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第124号

○議長(村中徹也) 次は、議案第124号 公有水面埋立てに係る意見について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第124号は委員長報告のとおり可決されました。

この後報告に対する質疑に入りますが、ここで

議会選出の監査委員であります馬場重利議員は理事者の監査委員の席に着席となります。

暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31～日程第32 報告に対する
質疑

報告第23号

○議長（村中徹也） 次は、日程第31 報告第23号 平成19年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で報告第23号の質疑を終わります。

報告第23号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第24号

○議長（村中徹也） 次は、日程第32 報告第24号 平成19年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で

報告第24号の質疑を終わります。

報告第24号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第198回定例会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会